○○株式会社
賞与規程

制 定 日	○年○月○日
施 行 日	○年○月○日
改 訂 日	○年○月○日
決裁機関	○○○○
分　　類	○○○○
版	第○版

第１条（目的）

この規程は、就業規則第〇条及び賃金規程第〇条の規定に基づき、〇〇株式会社（以下「会社」という。）の従業員に支給する賞与の算定及び支給に関する事項を定めることを目的とする。

第２条（適用範囲）

1　この規程は、就業規則第〇条に定める正社員に適用する。

2　正社員以外の従業員に対する賞与の支給の有無及び支給基準は、個別の労働契約及び当該従業員に適用される就業規則の定めるところによる。

〈編注：正社員以外の従業員に賞与を支給しない場合、又は支給基準に相違を設ける場合は、賞与の性質（業績配分、貢献度に応じた報奨等）に照らしてその相違が不合理でないことを説明できるようにしておく。正社員以外の従業員の職務の内容が正社員と同一であるときは、支給しないことの説明は困難である。〉

第３条（賞与の性格）

1　賞与は、算定期間における会社の業績及び従業員各人の貢献度に応じて配分する賃金であり、その支給の有無及び額は、会社の業績により変動する。

2　会社は、業績その他の事情により、賞与を支給しないことがある。

第４条（算定期間及び支給日）

1　賞与は、夏季賞与及び冬季賞与の年２回とし、その算定期間及び支給日は、次の表のとおりとする。

区分	算定期間	支給日
夏季賞与	前年10月1日から当年3月31日まで	当年6月〇日
冬季賞与	当年4月1日から当年9月30日まで	当年12月〇日

2　支給日が金融機関の休業日に当たるときは、その前営業日に支給する。

3　会社は、業績その他の事情により、支給日を変更することがある。この場合は、あらかじめ従業員に周知する。

第５条（支給対象者）

1　賞与は、算定期間中に在籍し、かつ、支給日に在籍する従業員に支給する。

2　支給日前に退職した従業員及び支給日前に解雇された従業員には、賞与を支給しない。退職の申出をした従業員であっても、支給日に在籍するときは、賞与を支給する。

〈別例：第２項の規定にかかわらず、算定期間の末日の翌日から支給日の前日までの間に定年により退職した従業員には、賞与を支給する。〉

3　算定期間中の勤務日数が〇日に満たない従業員には、賞与を支給しない。

第 6 条（算定方法）

1　賞与の額は、次の算式により各人ごとに算定する。

2　基本給（支給日の属する月の額）×支給月数×評価係数×出勤率

3　前項の支給月数は、算定期間における会社の業績に基づき、賞与の支給の都度、会社が決定する。

〈編注：業績連動方式を採る場合は、第 2 項を「支給月数は、算定期間における営業利益の〇%に相当する額を賞与の原資とし、当該原資を支給対象者の基本給の合計額で除して得た数とする。」等に置き換える。原資の算定根拠は、従業員代表に説明することが望ましい。〉

第 7 条（評価の反映）

1　前条の評価係数は、算定期間における人事評価の結果に基づき、次の表の区分により定める。

評価区分	S	A	B	C	D
評価係数	1.3	1.15	1.0	0.85	0.7

〈編注：評価係数の値は例示である。評価区分及び評価方法は、人事評価規程による。〉

2　算定期間中に昇格又は降格があった従業員の評価は、算定期間の末日における等級により行う。

3　算定期間中の人事評価を受けていない従業員の評価係数は、1.0 とする。

第 8 条（出勤率）

1　第 6 条の出勤率は、次の算式により算定する。

2　（算定期間の所定労働日数－算定期間の不就労日数）÷算定期間の所定労働日数

3　前項の不就労日数には、次の各号に掲げる日数は算入しない。

(1) 年次有給休暇を取得した日数

(2) 特別休暇規程に定める有給の特別休暇を取得した日数

(3) 業務上の負傷又は疾病による療養のため休業した日数

(4) 会社の責めに帰すべき事由により休業した日数

4　産前産後休業、育児休業、介護休業及び子の看護等休暇その他育児・介護休業法に基づく休業又は休暇を取得した日数は、第 1 項の不就労日数に算入する。ただし、当該日数に対応する減額を超えて賞与を減額し、又は支給しないことはしない。

〈編注：産前産後休業及び育児休業等の期間を欠勤として扱うこと自体は許容されるが、当該期間を超える不利益（例えば出勤率が一定の率に満たない場合に全額を不支給とすること）は、公序良俗に反し無効とされた裁判例がある。第 3 項ただし書はこの趣旨による。〉

5　遅刻、早退及び私用外出は、その不就労時間数の合計を 1 日の所定労働時間数で除して得た日数（1 日未満の端数は切り捨てる。）を不就労日数に算入する。

第 9 条（休職者の取扱い）

1　算定期間の全部を休職した従業員には、賞与を支給しない。

2　算定期間の一部を休職した従業員の賞与は、休職期間に対応する日数を前条の不就労日数に算入して算定する。

第 10 条（中途入社者の取扱い）

1　算定期間の途中に入社した従業員の賞与は、第 6 条により算定した額に、算定期間における在籍月数(1 か月未満の端数は､15 日以上を 1 か月とし､15 日未満を切り捨てる｡)を 6 で除して得た率を乗じた額とする。

2　算定期間における在籍期間が〇か月に満たない従業員には、賞与を支給しない。ただし、会社が特に認めたときは、この限りでない。

第 11 条（不支給及び減額）

1　会社は、従業員が次の各号のいずれかに該当するときは、賞与の全部又は一部を支給しないことがある。

(1) 算定期間中又は支給日までの間に、就業規則第〇条に定める懲戒処分を受けたとき。

(2) 懲戒解雇又は諭旨解雇に相当する事由により調査を受けているとき。

(3) 会社に対し、故意又は重大な過失により損害を与えたとき。

(4) 無断欠勤が算定期間中に通算〇日以上あったとき。

2　前項第 2 号の調査の結果、懲戒事由に該当しないことが明らかになったときは、会社は、支給しなかった賞与を速やかに支給する。

第 12 条（支給方法）

1　賞与は、賃金規程第〇条に定める賃金の支払方法に準じ、従業員が指定する本人名義の口座に振り込んで支給する。

2　賞与からは、法令に定める源泉所得税、社会保険料及び雇用保険料の被保険者負担分並びに賃金控除に関する労使協定書に定める項目を控除する。

第 13 条（業績悪化時の措置）

1　会社は、算定期間中又は支給日までの間に、会社の業績が著しく悪化し、又は経営上の重大な事由が生じたときは、賞与を支給せず、又はその額を減額することがある。

2　会社は、前項の措置を講ずるときは、支給日の前に、その理由を従業員に説明する。

第 14 条（決算賞与）

1　会社は、事業年度の業績に応じて、第 4 条の賞与とは別に決算賞与を支給することがある。

2　決算賞与の支給対象者、算定方法及び支給日は、その都度会社が定め、従業員に周知する。

第 15 条（規程の改廃）

この規程の改廃は、従業員代表の意見を聴いて行う。

（附則）

1　この規程は、〇年〇月〇日から施行する。

2　この規程は、〇年〇月〇日から改定施行する。

（改定条文：第〇条、第〇条、第〇条）

規程改訂履歴

制定年月日	版	名　　称	起案者	決裁者	行政庁提出 年月日
年　月　日					年　月　日

改訂履歴

改訂年月日	版	改訂箇所・内容・理由等	起案者	決裁者	行政庁提出 年月日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日